

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

三重県は、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定した（条例第2号として、令和3年3月23日公布、同年4月1日施行）。

誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進に向けて、条例を基に、性の在り方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていく。

1 条例制定に至った背景

三重県では、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指し、平成29年4月に「ダイバーシティ社会推進課」を設置、同年12月に「ダイバーシティみえ推進方針」を策定し、取り組んできました。このような中、性的指向・性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）の啓発・教育については、平成31年2月に県職員向けのガイドライン（「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」）を策定し、職員研修に活用

するだけでなく、ガイドラインをホームページで公開し、市町、事業者の方々の参考にしってもらう取組なども行ってきました。

一方、性の多様性についての社会の理解不足による偏見等や社会生活上の制約がある中、県では、ダイバーシティ社会の実現に向けて、性が多様であることに對する理解を広げていくためには、条例という明確な根拠の下、社会全体で取り組むことが重要であると考えました。また、当事者支援団体から、条例があることで安心感や他自治体への行動が広がるきっかけになるという期待の声もありました。さらに、令和2年6月には、職場における性的指向・性自認などの機微な個人情報

報のアウトテイングはパワーハラスメントに当たるといふパワハラ防止対策強化や、性的指向・性自認に関するハラスメントを含めたセクハラ防止対策強化が事業主として必要となるなど、労働法制改正の動きがありました。また、令和3年に国内でオリンピック・パラリンピックが開催されることは、多様な生き方を認め合う社会の在り方を考える相応しい機会でもありました。このような時機を条例検討の好機と捉え、令和2年度中の条例制定を目指すこととしました。

2 検討過程

条例検討に当たっては、当事者等が抱える

課題への対応や行政、県民、事業者の役割などについて専門的な見地から検討いただくため、当事者支援団体及び有識者等で構成した有識者等条例検討会議を設置し、3回の検討会議を開催するとともに、県議会に、随時、検討案を提示し、議論いただきながら進めました。併せて、条例の在り方（中間案）に対するパブリックコメントを始め県民の皆さんから頂いた御意見を踏まえるとともに、市町への意見照会、学校や事業者への意見聴取などを実施し、可能な限り幅広い御意見を頂きながら検討を進めました。

また、条例の検討状況については、報道でも数多く取り上げられ、性の多様性に関する県民の皆さんの関心を高めることにつながりました。

このような過程を経て、令和3年3月の三重県議会本会議において、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」案は全会一致で可決され、同年4月1日から施行することとなりました。

3 条例の概要

(1) 条例の目的

本条例では、性の多様性を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにするとともに、県の施策の基

本事項を定めることで、性の多様性が理解され、性的指向・性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 条例の基本理念

性の多様性に関する施策の推進は、性的指向・性自認にかかわらず、①人権の尊重がなされること、②社会参画の保障と能力発揮の機会の確保、③多様な生き方が選択できること、のために行うこととしています。

さらに、基本理念において、性の多様性を理由とした不当な差別的な取扱い、性的指向・性自認に関するカミングアウトの強制や本人の意に反して暴露（アウティング）することは、当事者を傷付け、周囲との人間関係や就業環境を不安定にしかねないものであり、「してはいけない」ことであるということが社会の共通認識となるよう明記しています。

(3) 各主体の責務・役割

県の責務に加え、市町、教育に携わる者、県民、事業者の役割を定め、様々な主体が性の多様性に関して理解を深め、地域社会全体で取り組むこととしています。

(4) 基本的施策

① 基本計画

県は、この条例に掲げる、広報・啓発、研修等の実施、教育の推進、相談への対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策に関して基本計画に定めることとしています。具体的には、三重県男女共同参画基本計画及び実施計画に取組を位置付け、三重県男女共同参画審議会において審議し、年1回、施策の実施状況について公表していきます。

② 啓発・広報及び研修

県は、県民、事業者等の理解を深め、性の多様性を認め合う社会の実現に向けた県民等の自発的な活動を促すために必要な啓発、広報を行うこととしています。

また、県は、職員に対する研修、啓発を行うこととし、市町、学校、事業者は、その組織内での研修、啓発に努めることとしています。

③ 教育の推進

県は、市町及び学校の設置者と連携し、学校教育及び社会教育を通じて、性の多様性に関する人権教育の推進を図ることとしています。

④ 相談対応等

県は、性の多様性に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携し、適切な相談対応及び必要な情報提供等を行う体制を整えるとともに

に、寄せられた声や事例を蓄積するなどし、相談対応等の充実に努めることとしていきます。また、学校や事業者は、児童生徒及び職員、従業員が、性の多様性に関する相談ができるよう、適切な対応に努めることとしていきます。

⑤ 社会生活及び社会参加における対応

県は、性の在り方にかかわらず、安心して学び、働き、暮らすことができるよう総合的な環境づくりに関して、合理的な配慮の下に施策の推進に努めることとしています。

⑥ 顕彰

県は、性の多様性を認め合う社会の推進に寄与した者を顕彰することができるとし、各団体の取組の促進を図ることとしています。

附則として、社会情勢の変化等の状況に対応し、必要に応じて条例の見直しを検討する旨の規定を設けています。

なお、条例検討過程での議論を踏まえ、各条文の趣旨等が分かるようまとめた「条例の解説」についても、条例と併せて県ホームページに掲載しています。

4 今後の展望等

性の多様性についての共通理解を広げ、誰もが安心して学び、働き、暮らすことができ

る環境づくりに向けて、地域社会全体で取り組むことが条例の大きな狙いです。条例に基づき、性的指向・性自認を理由とした不当な差別的取扱いやカミングアウトの強制、本人の意に反した暴露（アウティング）をしてはいけないということなどが、社会の共通認識となるよう、令和3年6月には条例の概要リーフレットを作成したり、県の広報媒体で発信したりするなど、県民の皆さんへの条例内容の周知を積極的に行っています。

また、相談対応については、今後、当事者からの相談だけでなく、学校、職場、家庭、地域など周囲からの相談も増加することが考えられます。令和3年4月には、県の相談窓口として「みえにじいる相談」性の多様性に関する相談を開設し、10月からは、これまでの電話相談に加え、性の多様性に関するSNS相談を開始するなど、相談体制の充実を図っています。

さらに、県では地域で安心して暮らすことができる環境づくりの取組の一つとして、令和3年9月から「三重県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、最初のひと月で10組の方々が宣誓されました。三重県の制度の特徴としては、お二人の希望に応じて選択できるよう、宣誓書受領証方式と公正証書等受領証方式の併用型としているところです。また、県だけ

でなく市町、事業者の方々にも働きかけ、利用できるサービス一覧を県ホームページに掲載しており、今後も順次更新していく予定です。併せて、当事者の生活に役立つ情報をまとめた「みえにじいるハンドブック」も作成し、宣誓者の方にお渡しするとともに、県ホームページに掲載しています。

学校での取組については、発達段階に応じた児童生徒などへの理解を促すための教育や校則等の見直しなどを進めています。事業者の方々への取組については、公正採用や職場環境の向上に係る取組などを促すため、令和3年度中に、従業員研修に活用できるような企業向けガイドラインの作成も予定しています。

このような県の性の多様性に関する様々な取組については、三重県男女共同参画審議会の下に、「性の多様性に関する専門部会」を設置し、毎年、評価を行うなど継続的な改善を図っていきます。

今後とも、この条例を基に、性の在り方にかかわらず、多様な生き方を認め合う地域社会の実現を目指し、様々な主体と連携・協力して取り組んでいきます。

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

令和3年4月1日（木）施行

県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし、取り組んでいます。

性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていくための条例を制定しました。

社会の共通認識を広げる

基本理念（第3条・第4条）

性的指向および性自認を理由とした不当な差別的取扱いだけでなく、カミングアウトの強制や、本人の意に反して暴露（アウティング）することは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定なものにしかねないものです。そういったリスクがあり、「してはいけない」ことであるということが、社会の共通認識となるよう、条例の基本理念で訓示的に明示しています。

- 性的指向：自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 性自認：自己の性別についての認識をいう。

社会全体で取り組む

責務・役割（第5条～第9条）

県の責務だけでなく、市町、教育に携わる者、県民、事業者の役割を定め、さまざまな主体が性の多様性に関して理解を深め、社会の共通理解を広げ、地域社会全体で取り組むこととしています。

総合的な環境づくりに努める

社会生活及び社会参加における対応（第15条）

性のあり方にかかわらず、人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう、県として、啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる環境づくりに努めます。

- （例）・相談窓口（電話相談 4月～月2回、SNS相談 秋頃開始予定）
- ・パートナーシップ制度（9月開始予定）
- ・啓発（企業向けガイドラインなど）



条例に関する
県ホームページ

●第66号（2021年8月発売） 定価 1,265円（税込）

・特集 脱炭素社会の実現と地方自治体の役割

2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）に向かう世界と日本の課題
脱炭素社会の実現のために～地方自治体の現状と今後の展望～
地球温暖化・気候変動をめぐる法律及び条例の動向
地方自治体における脱炭素戦略は「いかにあるべきか」再生可能エネルギーの導入を中心として一省エネ促進と自治体の役割

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

さがみはらみんなのシビックプライド条例
大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例
大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例
持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例

・トピックス

「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ」報告書について
所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）の概要
「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」最終とりまとめ～関係人口の拡大・深化と地域づくり～の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール（通話料無料） | TEL：0120-953-431 | Web | URL：https://gyosei.jp
受付時間：月～金 9時から17時 | FAX：0120-953-495 | Web | 案内

